

第 2 2 号議案

品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

品川区立心身障害者福祉会館条例（昭和 5 2 年品川区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条および第 6 条を次のように改める。

（利用手続）

第 5 条 第 3 条（同条第 3 号ウを除く。）の事業を利用しようとする者は、利用しようとする事業の根拠となる法令または別に区長の定めるところにより、その利用のための手続を行わなければならない。

（利用料）

第 6 条 第 3 条第 1 号アおよび第 2 号の事業を利用した者は、利用した事業の根拠となる法令の定めるところにより算定した費用の額の利用料を納付しなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、第 3 条（同条第 3 号ウを除く。）の事業を利用した者は、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。

第 1 0 条の見出しを「（貸出施設の使用承認の取消し等）」に改め、同条各号列記以外の部分および第 1 号中「会館の利用または」を削る。

第15条（見出しを含む。）中「利用料金」を「使用料」に改める。

第16条第2項中「利用料金」を「会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に、「目的外使用者」を「利用者」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説明）障害福祉サービスの提供に係る運用等を整備する必要がある。